



菊陽町定住促進補助金制度を ご利用ください

都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

菊陽南小学校区(井口、辛川、道明、曲手、馬場楠、戸次)の活性化を促進するため、対象地区内に定住する子育て世帯に、住宅の新築・購入、リフォームなどや転入・転居、出生児の養育に関する費用の一部を補助します。

■期限 令和6年3月末日

■対象地区 菊陽南小学校区(井口、辛川、道明、曲手、馬場楠、戸次)

■対象者(抜粋)

- ① 新たに住宅を新築や購入する人
- ② リフォームなどを行った住宅に転入や転居する人

- ③ ①、②以外の転入や転居する人
- ④ 対象地区内の人が出産した出生児の養育者

※既に対象地区内に居住している世帯も一部対象になります。既に居住している住宅の建て替えやリフォームは対象外です。

■対象要件(抜粋)

- ・対象地区内に3年以上居住すること
- ・小学生以下の扶養親族や妊娠中の親族と同居すること など

■申請方法

住宅を新築(購入)した日または転入(転居)した日から6カ月以内に必要書類を提出してください。

■補助金額

- ① 住宅の新築・購入
 - 住宅を新築 100万円
 - 中古住宅を購入 50万円
- ② リフォーム住宅に転入(転居)
 - リフォームなどの費用の2分の1以内(上限50万円)

※①、②の加算金 小学生以下の扶養親族1人当たり 20万円

- ③ ①、②以外の転入(転居)
 - 小学生以下の扶養親族1人当たり 10万円
- ④ 対象地区内の人が出産
 - 出生児1人当たり 10万円

②の交付決定時妊娠していた子の出産は出生児1人当たり 20万円

■補助金の支給時期
交付決定日から3カ月以内
①②の半額+③の全額または④の全額

交付決定日から3年後
①②の残り半額
※詳しくは、お問い合わせください。



雨水タンク・雨水浸透桝の 設置費用の一部補助

環境生活課 環境係 ☎(232)2114

上水道の節水と地下水量保全および都市型水害の軽減と地下水のかん養による生活環境保全のため、雨水タンク・雨水浸透桝の設置費を補助します。

- ・上限2万4千円(千円未満の端数を切り捨てた額)
- ・有効貯水量200ℓ以上
上限3万5千円(千円未満の端数を切り捨てた額)

■雨水浸透桝設置費補助金

■交付対象者

- ・町内の住宅などに雨水浸透桝を設置する土地所有者か使用者(設置前に申請が必要)
- ・雨水浸透桝が設置された新築住宅を購入した住宅購入者(購入後すぐに申請が必要)

■交付対象

- ・雨どいからの接続とすること(雨水以外の流入があれば交付対象外)
- ・雨水浸透桝標準敷設構造図に適合すること

■補助額

1基当たり1万6千円
(上限:4基 6万4千円)

■雨水タンク設置費補助金

■対象者

町内に住宅用家屋を所有し、居住する一定の要件に当てはまる人

■交付対象

- ・有効貯水量50ℓ以上
- ・5年間以上の使用に耐えられる構造と材質であること
- ・散水などを行う機能があること
- ・未使用のもの
- ・同一年度内に購入から設置までしたのもの

※住宅用家屋1棟につき1基まで

■補助額 購入額の2分の1

・有効貯水量200ℓ未満

耐震改修などの費用の一部を補助します

町では、平成28年熊本地震で被災した住宅の耐震改修や、新耐震基準を満たさない恐れのある住宅の耐震診断(精密診断)・耐震改修などにかかる費用の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。

戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金

■申請期間

4月6日(月)～8月31日(月)(土日祝除く)

■対象建築物

- ・昭和56年5月31日以前に着工したものや平成28年熊本地震で被災したもの
- ・在来軸組構法、枠組壁工法や伝統的構法(木造)で3階建て以下のもの
- ・戸建て住宅で現に居住中であるもの
- ・所有者が町税を滞納していないもの など

■対象事業・補助金額

①耐震診断(精密診断)

補助対象経費の3分の2以内(上限8万6千円)

※交付対象建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工したもの、かつ、在来軸組工法(木造)で2階建て以下のもの

②設計改修工事一括補助(改修設計・改修工事)

耐震改修工事に要する費用の5分の4以内(上限100万円)

※交付対象建築物のうち、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものが対象です。

③建替え工事

補助対象経費の5分の4以内(上限100万円)

※交付対象建築物のうち、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものと被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないものが対象です。

④耐震シェルター工事

補助対象経費の2分の1以内(上限20万円)

※交付対象建築物のうち、昭和56年6月1日以降に着工したものは、次のいずれかに該当するものが対象です。

- ア 災害対策基本法に基づく住家の被害認定で、「全壊」「大規模半壊」に認定されたもの
- イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

※耐震シェルターとは、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間を作り安全を確保するものです。

■申し込み・問い合わせ

都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

危険なブロック塀などの撤去

危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金

地震発生時に人身事故の防止や避難経路の確保を目的に、危険なブロック塀などを撤去する費用の補助を行います。



■対象事業費

以下の要件を満たすものの撤去に要する費用

- ・緊急輸送道路や避難路などの道路などに面するもの
 - ・道路面から80cm以上の高さの危険なブロック塀など(危険なブロック塀などとは、コンクリートブロック塀のほか危険な工作物などを含む)
 - ・高さが60cm以上のブロック塀など
- ※補助対象になるかの判断には、現地調査を必要とします。まずは電話でご相談ください。

■補助金額

10分の10(上限20万円かつ1.2万円/m)

■申請期限

12月25日(金)

生垣等設置奨励補助金

ブロック塀などを撤去した土地には、生垣の設置を推奨しており、補助制度があります。

■対象事業費

以下の要件を満たすものの設置に要する費用

- ・公衆用道路に面した部分に総延長5m以上植栽するもの
- ・外部から眺望できる高さが、70cm以上のもの
- ・植栽間隔1m当たり2本以上のもの など

■補助金額 3分の1(上限5万円)

■申し込み・問い合わせ

都市計画課 都市計画係
☎(232)4927